

大和市告示第57号

大和市障がい者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市障がい者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱の一部を改正する要綱
大和市障がい者グループホーム等家賃助成金の支給に関する要綱（平成19年大和市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第7条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による助成事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第5条の規定による支給決定を行わない。

別表中「第8条」を「第9条」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。